



届出等による医療について

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

特掲診療料

別添1の「第9」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅時医学総合管理料の注16(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。)に規定する基準

在宅医療情報連携加算

在宅がん医療総合診療料

がん性疼痛緩和指導管理料

下肢創傷処置管理料

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

(持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5

在宅医療DX情報活用加算2